

東広島市地域包括支援センター運営方針  
(令和 8 年度)

東広島市 地域包括ケア推進課

令和 8 年 4 月

## I 方針策定の趣旨

この「東広島市地域包括支援センター運営方針」は、地域包括支援センターの運営上の基本的な考え方や理念、業務推進の方針等を明確にするとともに、地域包括支援センター業務の円滑で効率的な実施に資することを目的に策定する。

## II 地域包括支援センターの意義及び目的

地域包括支援センターは、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設とする（平成9年法律第123号介護保険法第115条の46第1項）。地域包括支援センターの設置責任主体は東広島市であり、設置目的を達成するための体制整備等、適正な運営に努める。

市が設置する東広島市高齢者保健福祉事業運営委員会地域包括支援センター運営部会（以下「包括運営部会」という。）は、地域包括支援センターの運営に関する事項について、承認や協議、評価する機関としての役割を発揮することにより、市の適切な意思決定に関与し、もって、適切、公正かつ中立な地域包括支援センターの運営を確保する。

## III 運営上の基本的な考え方

地域包括支援センターは、令和6年3月に策定した第10次東広島市高齢者福祉計画・第9期東広島市介護保険事業計画に基づき、高齢者が可能な限り、住み慣れた地域において生活が継続できるように、地域包括ケアシステムの深化・推進のための中核的な役割を担う機関として活動する。

計画の目指す姿：誰もが地域でつながり支え合い、いつまでもいきいきと心豊かに暮らせまち

基本目標：高齢者自身が望む暮らしを実現するための「地域包括ケアシステム」のさらなる推進

## IV 地域包括支援センターの設置体制

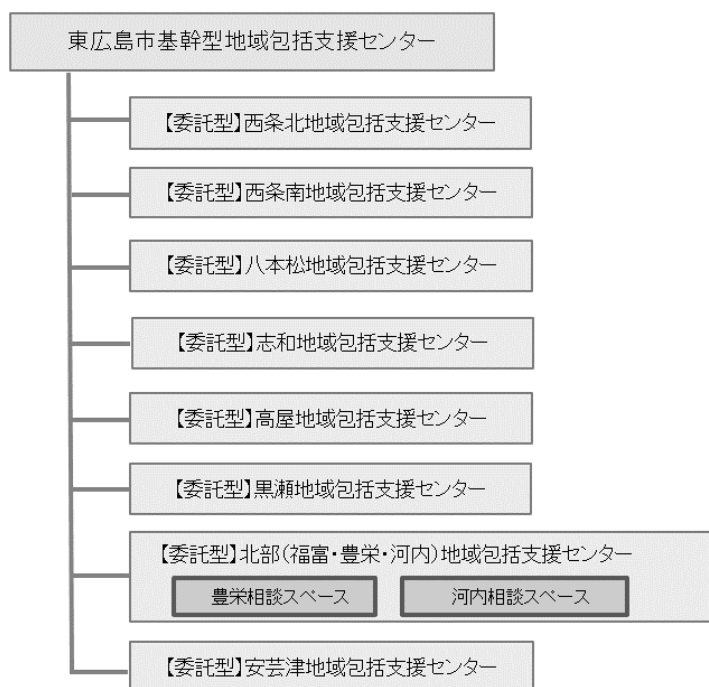
市は、次に掲げるところにより、基幹型地域包括支援センター（以下「基幹型センター」という。）、委託型地域包括支援センター（以下「委託型センター」という。）を設置する。北部(福富・豊栄・河内)地域包括支援センターには相談スペースを設置する。

### 1 基幹型地域包括支援センター

市が直接運営する基幹型センターを1か所設置する。直接の担当圏域は持たず、委託型センターの統括、総合調整並びに後方支援等の業務に重点的に取り組む。基幹型センターは、市直営の機関として、市役所本庁内に設置し、センター業務と高齢者施策全般及び他の関連施策と密接な連携を図る。

### 2 委託型地域包括支援センター

社会福祉法人・医療法人等が市の委託を受けて運営するセンターを8か所設置し、西条北地域包括支援センター、西条南地域包括支援センター、八本松地域包括支援センター、志和地域包括支援センター、高屋地域包括支援センター、黒瀬地域包括支援センター、北部（福富・豊栄・河内）地域包括支援センター及び安芸津地域包括支援センターとする。北部（福富・豊栄・河内）地域包括支援センターには、地域住民の身近な相談窓口として「豊栄相談スペース」「河内相談スペース」を設ける。



## V 運営上の基本的視点

### 1 公益性の視点

- (1) 地域包括支援センターは、市の介護・福祉行政の一翼を担う「公益的な機関」として、公正で中立性の高い事業運営を行う。
- (2) 地域包括支援センターの運営費用は、市民の負担する介護保険料や国・県・市の公費によって賄われていることを十分理解し、適正な事業運営を行う。
- (3) 地域包括支援センターは、市や基幹型センターが実施する会議等に参加し、委託型センターなど各部署が常に連携を図りながら事業運営を行う。

### 2 地域性の視点

- (1) 地域包括支援センターは、地域の介護・福祉サービスの提供体制を支える中核的な機関であるため、担当圏域の地域特性や事情を踏まえた事業運営を行う。
- (2) 包括運営部会や担当圏域のネットワーク協議会等の場を通じて、地域の住民や関係団体、サービス利用者や事業者等の意見を幅広く汲み上げ、日々の活動に反映させるとともに、地域が抱える課題を把握し、解決に向けて積極的に取り組む。

### 3 協働性の視点

- (1) 地域包括支援センターの保健師（看護師）、社会福祉士、主任介護支援専門員等の専門職種が、相互に情報共有し、連携・協働の体制を構築し、業務全体をチームとして支える。
- (2) 地域の保健・福祉・医療の専門職やボランティア、民生委員児童委員、見守りサポーター、市役所内地域共生関連部署と連携を図りながら活動する。

## VI 地域包括支援センターの業務

### 1 地域包括支援センターの共通業務

#### (1) 地域包括ケアシステムの深化・推進

高齢者が日常生活圏域において、馴染みの関係のなかで、本人の能力に応じて自立した日常生活

を続けられるよう地域の資源を活用し、医療、介護、保健・予防、住まい・住まい方、生活支援・見守りの要素を高齢者本人の状態に応じて適切に組合せ、高齢者本人の状態に応じたマネジメントを行う。

## (2) 活動計画の策定・評価・実績報告

地域包括支援センターは、毎年、職種ごと、圏域ごとに重点目標を設定し、創意工夫した事業運営に努める。活動計画に基づいて事業運営を行い、その取組みを振り返り、毎年自己評価を行う。また、各事業の実績について、市や基幹型センターからの求めによるものに対し、期限内に提出する。

## (3) 職員の姿勢

地域包括支援センターの業務は、地域に暮らす高齢者が住み慣れた環境で自分らしい生活を継続させるための支援であることを念頭に置き、常に当事者に最善の利益を図るために業務を遂行する。

## (4) 地域との連携

包括運営部会や日常生活圏域のネットワーク会議等の場を通じて、地域の住民や関係団体、サービス利用者や事業者等の意見を幅広く汲み上げ、日々の活動に反映させるとともに、地域が抱える課題を把握し、解決に向け積極的に取り組む。

## (5) 個人情報の保護

地域包括支援センターでは、高齢者等の様々な情報を得ることになるため、その情報管理には万全を期し、業務上知り得た高齢者や家族等の個人情報が、不特定の者に漏れたり、目的外で使用されたりすることのないように情報管理を徹底する。

個人情報については、個人情報の保護に関する法律に基づき取り扱う。

## (6) 広報活動

地域包括支援センターの業務を適切に実施していくため、また業務への理解と協力を得るために市や受託法人のホームページへの掲載、パンフレットや広報紙等を様々な場所や機関へ配布を行うなど、地域住民及び関係者へ積極的に広報する。

## (7) 利用者満足の上昇

利用者等が安心して相談ができるようにプライバシーの確保を行い、適切な相談対応や、苦情対応ができる体制を整える。

## (8) 多職種協働によるネットワーク構築業務

### ①地域の社会資源やニーズの把握

地域の社会資源やニーズを把握し、相談時に適切な情報を提供し、相談活動を効果的に行う。地域に必要な社会資源がない場合は、その創設や開発に取り組む。

### ②他機関との連携

平素より情報共有に努め、相談内容に応じた支援ができる体制づくりに取り組む。また、ネットワークを構築するための会議に出席し、生活支援コーディネーターや地域担当コミュニティーソーシャルワーカー、地域共生関連部署、地域住民と連携するとともに、各地区の民生委員児童委員協議会定例会に出席し、地域共生の観点も踏まえて関係者とのネットワークを構築する。

### ③地域住民への啓発活動

地域住民が必要な情報を取得し、互助的な地域の連帯や、個人の尊厳を尊重し理解するために必要な啓発活動に取り組む。

#### ④見守りサポーター研修への参画

生活支援コーディネーター、市の地域共生関連部署と連携し、東広島市見守りサポーター研修の企画・実施に参画し、地域との情報共有や地域課題の発掘に努める。

## 2 基幹型センターの業務

### (1) 統括的機能・後方支援・総合調整

総合相談支援、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント支援、介護予防ケアマネジメント業務、指定介護予防支援業務、地域ケア会議、地域包括ケアシステムの深化・推進等に関する業務が円滑に実施できるように統括的機能を持つ。

委託型センターのみでは対応が困難な事例等、複雑化・複合化した相談内容の場合や、高齢者虐待等コア会議（虐待の有無の判断・緊急性の判断・対応方針の決定）開催に繋がる事例等の対応に当たっては、後方支援を行う。

「センター長会議」や職種ごとの会議を開催し、地域包括支援センター間の情報共有、活動交流、施策の進捗状況の確認等を行うとともに、委託型センターの総合調整を行う。

### (2) 人材育成支援

地域包括支援センター職員の資質向上に向けた研修計画を作成し、計画的な研修や参加支援を行う。

### (3) 地域包括支援センターの業務評価

各地域包括支援センターが行う自己評価を基に、包括運営部会により評価点検を受け、公正・中立的な運用とスキルアップを図る。

## 3 委託型センターの業務

### (1) 総合相談支援業務

#### ①実態把握

様々な手段により、地域の高齢者の心身状況や家庭環境等についての実態把握を行うことで、地域に存在する隠れた問題やニーズを発見し、早期対応できるように取り組む。

#### ②総合相談業務

地域において安心できる相談支援の拠点としての役割を果たすために、関係機関との連携のもと、様々な相談内容について、総合的に相談できる体制づくりに取り組む。

ワンストップサービスの拠点として、地域の相談窓口としての機能を周知するとともに、相談者の状況把握を行い、適切なサービス（介護保険サービスやインフォーマルサービス等）につなげ、申請の代行支援など必要な手続き業務を行う。また、相談内容に応じて支援関係機関につなげる。この業務について記録を行い、継続的な支援を行う。

高齢者本人のみならず、介護を行う家族（育児と介護を同時期に担う方も含む）等に対する支援を行い、地域包括支援センターは、介護離職防止の相談ができることを周知し、対応する。

また、市が社会福祉法人等に委託して実施する家族介護教室の周知を行うとともに教室に参加し、地域包括支援センターの普及啓発や家族介護者の相談対応を行う。

### (2) 権利擁護業務

#### ①高齢者虐待防止への取組み

地域における高齢者の虐待を防止するため、行政・関係機関・地域団体・各種事業所や住民等が理解を深め、連携できる体制づくりを行うとともに、問題を抱えたまま生活する高齢者が、自らの権利を理解し行使できるよう、専門性に基づいた支援を行う。

#### ②成年後見制度の活用促進

認知症などにより判断能力の低下がみられる場合には、適切な介護サービス利用や金銭的な管理、法的行為などの支援のため、成年後見制度の活用を図る。

#### ③老人福祉施設等への措置の支援

判断能力が低下した高齢者を虐待等から保護するため、老人福祉法上の措置が必要な場合は、基幹型地域包括支援センターや市の担当課との連携をとり、支援する。

#### ④高齢者虐待への対応

高齢者虐待防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）に基づき、速やかに当該高齢者の状況を把握し、基幹型地域包括支援センターや市担当課と連携を図り、適切な対応を行う。

#### ⑤困難事例への対応

困難事例（重層的課題がある、支援拒否、既存のサービスでは適切なものがない等）を把握した場合は、実態把握のうえ、地域包括支援センターの各専門職が連携して対応策を検討するとともに、基幹型地域包括支援センターと連携し支援を行う。

#### ⑥消費者被害防止

地域団体・関係機関との連携のもと、消費者被害情報の把握を行い、情報伝達と適切な対応により被害を未然に防ぐよう支援するとともに、被害の回復のための関係機関を紹介する。

### (3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

#### ①包括的・継続的なケアマネジメント体制の構築

施設・在宅を通じた地域における包括的・継続的なケアを実施するため、関係機関との連携を構築し、地域の介護支援専門員と関係機関との連携を支援する。

#### ②介護支援専門員に対する支援

##### ・日常的個別指導・相談

介護支援専門員の日常的業務の実施に関し、個別相談を受ける体制（窓口の設置等）の確保や、居宅訪問等を行い、個別指導や介護支援専門員のニーズ把握、意見交換を行う。

##### ・事例検討会・研修会の実施

介護支援専門員の資質向上を図る観点から、関係機関と連携のうえ、情報提供や事例検討会、研修会等を実施する。

##### ・支援困難事例等への指導・助言

地域の介護支援専門員が抱える困難事例について具体的な支援方針を検討し、指導助言等を行う。

##### ・地域における介護支援専門員のネットワークの活用

地域の介護支援専門員が、日常的に円滑な業務が実施されるよう、定期的な情報交換会など介護支援専門員間のネットワークづくりの機会を提供し活用を図る。

#### ③適切なサービスへの連携

医療と介護の連携の観点から、入院中の高齢者が退院後の介護サービスを必要としている場

合、医療機関からの連絡を受け、適切な居宅介護支援事業所に結びつけることができるよう、あらかじめ地域の事業所や医療機関等と連携・協議を行う。

#### (4) 介護予防ケアマネジメント業務(第1号介護予防支援事業)・指定介護予防支援業務・一般介護予防事業

##### ① 介護予防ケアマネジメント・指定介護予防支援業務

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を継続することができるようにするため、本人が出来ることはできる限り本人が行うことを基本としつつ、利用者の出来ることを利用者と共に発見し、利用者の主体的な活動と生活の質の向上を高める「自立支援型ケアプラン」の作成を目指すとともに住民主体の通いの場や趣味活動など多様なサービスの活用を推進する。

また、「東広島市自立支援・重度化防止に向けたケアマネジメントのガイドライン」(令和2年東広島市介護保険課)に基づき、利用者の出来る能力を阻害する不適切なサービスを提供しないように配慮する。

居宅介護支援事業所に業務の一部を委託する場合には公正・中立性を確保し、紹介した経緯の記録を行うとともに、包括運営部会への報告・説明に協力する。

##### ② 一般介護予防事業

「通いの場」等で、将来、介護が必要となる可能性が高い虚弱な高齢者を把握し、必要なサービスを提供することにより、介護予防の効果を発揮するよう取り組む。1人ひとりの高齢者の生きがいや自己実現のための取組みを総合的に支援することにより、生活の質(QOL)の向上を目指し、利用者の意欲が高まる適切な働きかけに努める。

#### (5) 地域ケア会議推進事業

多職種協働による個別事例のケアマネジメントの充実と地域課題の解決、ネットワークの構築に向け、地域ケア会議を主催する。地域ケア会議は目的別に、次の会議を開催する。

##### ① 個別地域ケア会議

地域で対応が難しい困難事例について、課題分析や支援ネットワークの構築、地域課題の把握等を行う。(本人・家族・地域関係者・介護支援専門員等を含む)

##### ② ケース会議

地域で対応が難しい困難事例について、課題分析や支援ネットワークの構築、地域課題の把握等を行う。(本人・家族・地域関係者を除く関係機関)

##### ③ 自立支援応援会議

個別ケースについて多職種専門職からの助言を受けながら、高齢者のQOLの向上に向けた支援の検討を行い、個別ケースの課題分析等を積み重ねることにより、地域に共通した課題を明確化する。

##### ④ 地域ケア推進会議への協力

個別地域ケア会議・ケース会議や自立支援応援会議から抽出された地域課題を圏域ごとに整理し、必要な資源開発や地域づくり、さらには介護保険事業計画への反映など市と共に検討し、政策形成につなげる。

#### (6) その他の業務

地域包括支援センターは、地域包括ケアシステムの深化・推進に向けて、関係機関と連携しながら、次の各事業に取り組む。

① 在宅医療・介護連携推進事業

在宅医療・介護連携推進事業委託事業所や市関連部署と連携し、日常生活圏域の状況を踏まえた多職種協働による在宅医療・介護の一体的な提供体制の構築へ向けた取組みを推進する。また、ACP普及推進員等を配置し、ACP（人生会議）に関する知識の啓発と理解促進に取り組む。

② 生活支援体制整備事業への連携

生活支援コーディネーターを中心に市関連部署と連携し、日常生活圏域ごとの地域課題や社会資源の把握、資源開発に取組み、日常生活圏域ごとに開催するネットワーク協議会の運営を補助し、住民主体による地域づくりを支援する。

③ 認知症総合支援事業

認知症になっても住み慣れた地域で暮らし続けることができるため、委託型地域包括支援センターは、圏域の認知症施策を推進するために開設した「オレンジ会（チームオレンジ）」の事務局の役割を担う。

また、早期診断・早期対応に向けた認知症疾患医療センターを始めとした医療機関との連携・協力体制を構築していくとともに、認知症当事者（認知症の本人とその家族）の声を施策に反映させる取組みや、認知症ケアパスを活用した啓発、認知症サポーターの養成と活用に取り組む。

また、認知症地域支援推進員として、認知症施策に関して、主体的・積極的に取り組む。

④ 住宅改修・福祉用具購入等に係る支援

居宅介護支援、介護予防支援の提供を受けていない、介護サービスの住宅改修及び福祉用具購入のみを利用しようとする被保険者への支援や、高齢者等の保健福祉等の利用申請手続き等を行う。